

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
沖縄県中学校体育連盟の対応

令和 8 年 5 月 8 日
沖縄県中学校体育連盟

運動部活動の顧問による暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）が大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会が開催され、これらの根絶に向けた取り組みが強化されている。しかし、毎年のように暴力等の事案が報告されている現状がある。

文部科学省・スポーツ庁、（公財）日本スポーツ協会、（公財）高等学校体育連盟等の関係機関においては、これらの行為に対して厳正に対処している。

平 2 9 日中体第 3 5 6 号平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日付（公財）日本中学校体育連盟からの『運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応』決定について（通知）』に準じて、

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育の一助となるとともに、学校全体の雰囲気をも明るく活気あるものにする大きな力を持っていると考えている。そのため、各中学校の運動部活動の顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者による暴力等の防止策について、継続的に検討を重ねてきた。

スポーツを文化として大切にし、教育者として指導にあたる者に暴力は必要ないと信じているが、本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応する対象となる行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面に限定するものであり、通常教育活動における生徒指導の場面とは区別するものである。

記

- 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件
沖縄県中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等（以下「指導者等」という。）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。地域クラブ活動の指導者については、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であること。
なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

- 以下の文を沖縄県中学校総合体育大会要項の「15 参加の注意」の項に記載する。

「沖縄県中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。また、地域クラブ活動のチーム・選手の指導者等は、中央競技団体の倫理規定に基づいて、各県競技団体等から処分を受けていない者であることとする。校長及び代表者はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、中学校における外部指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

- 2 本連盟による対応・処置の対象となる者
各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等
- 3 本連盟の対応
 - 1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。
★ 後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及び本連盟から選出することを基本とする。
 - 2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等の登録を禁止する。
- 4 判定及びその時期
 - 1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点及び日本スポーツ協会・関係競技団体等が処分を確認した時点。
- 5 期 間
 - 1) 違反行為 1 回
校長が確認した時点から「2 年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更になっても継続するものとする。
（1 年間とは、夏季・冬季大会又は冬季・夏季大会とする）
 - 2) 違反行為 2 回目
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。
- 6 本対応は、平成 3 0 年 4 月 1 日より施行適用する。
令和 7 年 5 月 9 日 地域クラブ活動の参加に伴い、字句修正